

報告第6号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区堀ノ内一丁目所在法人	事故日：平成29年10月10日 場 所：杉並区天沼三丁目  ・清掃車が停車中の相手方車両の脇を通過しようとした際に接触し、車両に損傷を与えた。  (環境部)	19,224円
			平成29年12月13日